

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

平成28年10月

三 田 市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 三田市は、兵庫県南東部に位置し、神戸市の市街地より北へ25km、大阪市より北西へ35kmの圏内にある。市域は、東西約20km、南北約18km、総面積210.22km²を有している。地形的にみると、北部から東部にかけて標高が相対的に高く、500m～700mの山岳が位置し、耕地は、北西から南東を貫流する武庫川本流域及びその支流域と南部丘陵地に開けている。気候は瀬戸内海性気候に属しており、年間降雨量は、1,500mm前後である。気候は、神戸市とくらべて最高気温や平均気温に大差はないが、盆地の地形から最低気温は、かなり低くなる。

2 市の農業構造においては、このような有利な都市近郊の立地条件を活かした生鮮食糧基地として、米を中心に野菜(ピーマン、トマト、山の芋、うど、黒大豆枝豆等)、茶、花き、酪農、肉用牛等が基幹作物となっており、阪神地域等の市外大消費が近接していることでの有利な販売をしているほか、市内における消費人口の増加に伴い、地産地消に向けた取り組みが進められている。近年までの市内の急激な人口増加、その一方において農地の減少が著しく、さらに都市近郊に立地し他産業就業機会にめぐまれている関係上、兼業化が進み、若年労働力の流出や担い手の高齢化を招き、農業面に影響を及ぼしている。農家戸数は、1,758戸、専業農家 271戸、第1種兼業農家 102戸、第2種兼業農家1,017戸である。農業振興地域の現況は 2,298.6ha、農家一戸当たりの経営耕地面積 96a、生産基盤の整備も98%の進捗を見ている。

農業生産は、相対的にコストが高い等の問題を抱えている中で農業所得の引上げと安定を図るには、収益性の高い作物を生産し消費者へのニーズに応じた安全で良質な農畜産物をより合理的な価格で安定的に供給し、地域特産品として、付加価値の高い加工製品の多様な生産に対する取組が必要とされる。

また、従来の農業機械等への過剰投資を改めて共同利用施設を含めた生産近代化施設の整備の促進及び農地の整備と団地化を促進すると共に経営規模の拡大を図り、低コストで生産性の高い産業として自立し得る土地利用型農業の経営改善を中心に施設利用型農業等需要の動向に即した生産体制の整備、流通体制の改善を推進する必要がある。なお、環境面においても、水質保全が重要になっており、し尿や生活雑排水を処理する農業集落排水の整備や有機肥料の活用による土づくりの推進により環境への負担軽減に配慮した持続的な農業生産の確立、推進を図っていく。農業政策転換期を迎えて今後の水稻作経営は、容易なものではないがこのような時期こそ経営基盤強化に努め、品質の差別化、高付加価値化等により多彩な展開が求められる。

3 市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、市及びその近隣市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者一人当たり概ね440万円以上)、労働時間(主たる農業従事者一人当たり概ね2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 市は将来の農業を担う若い農業経営者の確保に向け、新規の就農者が技術や経営能力に見合った規模による経営を推進し、順次拡大することによって、将来の効率的かつ安定的な農業経営が実現できるよう、支援するものとする。具体的な経営の指標は、市及びその近隣市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農者が、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者一人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者一人当たり概ね200万円とする。

また、若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者、

地域集団、団体が地域の農業振興を図るためにする自主的な努力を助長し、意欲的に取り組む農業経営者を支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。さらに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と連携するため、市担い手育成総合支援協議会を設置し、濃密指導を行う為の体制の強化、望ましい農業経営を目指す農業者や地域集団の各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

次に、土地利用型農業については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項に規定する農業経営基盤強化促進事業（以下、「農業経営基盤強化促進事業」という。）及び法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（以下、「農地利用集積円滑化事業」という。）、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業（以下、「農地中間管理事業」という。）の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集積による経営規模の拡大を進める。

又、生産組織は、農地所有適格法人等の組織経営体への発展として重要な位置づけを持っており、オペレータの育成、作業受委託の促進を図ることにより地域と営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、法人化への誘導を図る。

特に、中山間地域で担い手の確保が困難な地域においては、当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を通じて当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を図る。

- 5 市は市担い手育成総合支援協議会において、農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）及び認定農業者を志向する者、生産組織等を対象とした経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員会の協力により、充分なる相互連携を図りながら事業推進等の方向等について検討、懇談し、その円滑な推進を図っていく。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その更なる経営の向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 市における営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営類型

市において、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として主要な経営類型を示すと概ね次のとおりである。

〔個別経営体〕

(1) 水稲

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稲 10 ha	2.5 人	作業場兼収納舎 1,500 m ²	別表1
(経営面積) 10 ha		トラクター 45ps 1台	
		田植機 乗用6条 1台	
		コバイン 自脱5条 1台	
		ロータリー 200cm 1台	
		代掻ロー 260cm 1台	
		乾燥機 40石 1台	

		糶摺り機 5インチ 1台 動力噴霧機 1台 ライスグレーダー 1台 ブロードキャスター 1台 自動計量器 1台 畦塗り機 1台 トラック 2t 1台
--	--	--

(2) 水稻+作業受託

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稻 5 ha 小麦 1.7 ha 作業受託延べ 65 ha (耕起) 26 ha (田植) 26 ha (刈取) 13 ha (経営面積) 6.7 ha	2人	トラクター 45ps 1台 田植機乗用施肥 6条 1台 コンバイン 自脱5条 1台 ローラー 200cm 1台 代掻きハロー 260cm 1台 播種機 8連 1台 乾燥機 34石 1台 糶摺り機 5インチ 1台 ブロードキャスター 1台 動力噴霧器 500ℓ 1台 ライスグレーダー 1台 自動計量器 1台 フォークリフト 1台 普通トラック 2tダンプ 1台 トラック(軽) 4WD 1台	別表1

(3) 水稻+黒大豆

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稻 7 ha 黒大豆 4 ha (経営面積) 11 ha	3人	トラクター 45ps 1台 田植機乗用施肥 6条 1台 コンバイン 自脱5条 1台 ローラー 200cm 1台 代掻きハロー 260cm 1台 播種機 8連 1台 乾燥機 34石 1台 糶摺り機 5インチ 1台 ブロードキャスター 1台 動力噴霧器 500ℓ 1台 ライスグレーダー 1台 自動計量器 1台 フォークリフト 1台 普通トラック 2tダンプ 1台 トラック(軽) 4WD 1台	別表1

	溝掘り機 オーガ-30cm 1 台
	中耕培土機 3連 1 台
	ビーンズハーベスター自走式 1 条 1 台
	ビーンズスレッシャー自走式 1 台

(4) 水稲+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稲 50 a ハウストマト 25 a ホウレンソウ 20 a 太ねぎ 50 a (経営面積) 1.45 ha	2.5 人	作業場兼収納舎 40 m ² ビニールハウス 1000m ² ×2.5棟 トラクター 24ps 1 台 うど堀り取り機 1 台 管理機 4ps 1 台 動力噴霧器 300 1 台 トラック4WD (軽) 1 台	別表1 ※水稲についての基幹作業は、委託とする。

(5) 水稲+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稲 100 a ピーマン 10 a うど 50 a やまのいも 50 a (経営面積) 2.1 ha	2 人	作業場兼収納舎 40 m ² 軟化ハウス 500m ² ×5棟 トラクター 24ps 1 台 うど堀り取り機 1 台 管理機 4ps 1 台 動力噴霧器 300 1 台 トラック4WD (軽) 1 台	別表1 ※水稲についての基幹作業は、委託とする。

(6) 水稲+野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稲 130 a うど 35 a 黒大豆枝豆 30 a やまのいも 70 a 太ねぎ 10 a	2 人	作業場兼収納舎 40 m ² 軟化ハウス 500m ² ×3.5棟 トラクター 24ps 1 台 うど堀り取り機 1 台 管理機 4ps 1 台 動力噴霧器 300 1 台 トラック4WD (軽) 1 台	別表1 ※水稲についての基幹作業は、委託とする。

(経営面積) 2.75 ha			
----------------	--	--	--

(7) 施設野菜

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
ハウスイチゴ 50 a (経営面積) 0.5 ha	4 人	作業場兼収納舎 40 m ² ビニールハウス 1000m ² × 5棟 雨よけハウス 200m ² 架台× 5棟 トラクター 15ps 1 台 管理機 4ps 1 台 動力噴霧器 30ℓ 1 台 トラック4WD (軽) 1 台	別表1

(8) 花き

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
シクラメン 10 a 花壇苗 15 a (経営面積) 0.25 ha	3 人	ガラス温室 1,500 m ² 作業場 50 m ² 灌水設備 1 式 動力噴霧機 1 台 土壌消毒機 1 台 ボイラー 5 台 シャベル 1 台 トラック 2t 1 台	別表1

(9) 茶

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
茶 2.5 ha (経営面積) 2.5 ha	2.5人	製茶工場 350 m ² 防霜ファン 1 式 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 動力散布機 1 台 茶刈機 可搬式 2 台 トラック (軽) 1 台 冷蔵庫 41 m ² 動力施肥機 1 台 生葉管理装置 一式 蒸熱工程装置 一式 葉打、中火工程装置 一式 仕上げ工程装置 一式 再生加工設備 一式	別表1

(10) 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	生産方式
酪農 (乳用牛) 経産牛 = 100頭 育成牛 = 30頭	2.0人	畜舎 1,200 m ² 乾乳・育成舎 600 m ² パーラー舎 400 m ² 飼料倉 50 m ² 堆肥舎 300 m ² 乾燥ハウス 800 m ² 浄化槽 日3m ³ 処理 バンクレー 3,500 ℓ ミルキングパーラー 12 頭 TMRミキサー 11 m ³ フォークリフト 1 台 タイヤショベル 1 台 軽トラック 1 台 トラック 2t 1 台	(技術体系) ・鉄骨スレート牛舎 ・フリーストール ・ミルキングパーラー ・糞尿処理は、乾燥ウスと堆積発酵 ・牛群検定事業の実施 ・受精卵移植技術の応用

(11) 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	生産方式
肥育 (F1種) 350 頭	3人	畜舎 2,070 m ² ほ育舎 70 m ² 倉庫 100 m ² 堆肥舎 800 m ² 自動給餌機 1 台 ほ乳ロボット 1 台 フロントローダー 1 台 タイヤショベル 1 台 軽トラック 1 台 トラック 10t 1 台	(技術体系) ・追い込み式牛舎 ・出荷体重700kg ・出荷月令27ヶ月齢 ・肥育期間19ヶ月間 ・生後1ヶ月齢導入

(12) 畜産

経営規模	労働力	主な資本装備	生産方式
肥育 (黒毛和種 雌) 200 頭	3人	畜舎 840 m ² 倉庫 100 m ² 堆肥舎 330 m ² フロントローダー 1 台 タイヤショベル 1 台 トラック 2t 1 台	(技術体系) ・追い込み式牛舎 ・出荷体重600kg ・出荷月令32ヶ月齢 ・肥育期間24ヶ月間 ・県内素牛9ヶ月齢導入

(注) 個別経営体とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人程度として示している。

[組織経営体]

(1) 水稻+作業受託

経営規模	労働力	主な資本装備	作物体系・栽培管理
水稻 25 ha 小麦 15 ha 作業受託延べ 90 ha (経営面積) 40 ha	5 人	作業場兼収納舎 159 m ² トラクター 53.35.24ps 3 台 施肥田植機 乗用6 条 2 台 コバイン 自脱5 条 2 台 乾燥機 3 t 10 台 籾摺機 振動式 2 台 育苗播種機 1 台 計量選別機 2t/h 1 台 デスクハロー 1 台 ドライブハロー 1 台 フロートキャスタ 600 ℓ 1 台 ブームスプレーヤ 600 ℓ 1 台 グレコンテナ 3 台 マニアスプレッガー 1,200kg 1 台 ホークリフト 1 台 フロントローダー 300kg 1 台 トラック 2 t (軽) 2 台	別表1

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るものとした。

2 経営管理の方法

- ア 複式簿記記帳による経営と家計の分離
- イ 青色申告の実施

3 農業従事の態様等

- ア パート雇用制度の導入
- イ ヘルパー制度導入により休日の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に市及びその近隣市町村において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

面積のシェア：30%

なお、面的集積については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積シェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実施等の現状

市では、米、野菜、花き、茶、畜産等を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農地利用の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積の農地利用ビジョン

分散農地の解消策を講じ、担い手に面的集積しなければ経営が圧迫され、経営に支障が生じる。また、受け手の確保、戦略的作物の導入等について適切な施策を講じなければ優良農地も遊休農地化し、市の重要産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、農用地を面的に集積することを誘導するとともに、農用地利用改善団体を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、市内農地の効率的利用を行い農業の振興を図る。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取り組み内容及び関係機関及び関係団体との連携等市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進する。

ア 認定農業者、集落営農組織、農地所有適格法人等、効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

ウ 農地利用集積円滑化団体の活用によるア及びイに対する農地の面的集積の促進

エ 遊休農地解消のため基盤整備等の実施

オ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため、関係機関で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに関係各課、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農地利用集積円滑化団体、市担い手育成総合支援協議会等による指導体制の整備を行う。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、すなわち、都市近郊としての立地性を活かし、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などを十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

さらに、市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業及び法第7条に規定する事業の特例（以下、「特例事業」という。）を行う農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定す

る者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等を行うことについて市へ確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を市へ提出すること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法（昭和27年法律第229号）第2条3項第2号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

② 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要

があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画にかかる利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の60日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の区域全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施地域内の農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第9条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、市に対して別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の60日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な

な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写し）を添えて市へ報告する旨
 - ア ①に規定する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに①の行う耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定または移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項及び①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるために次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）。
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金の取り決め
 - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取り決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは（５）①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し相当の期限を定めて、必要な処置を講ずべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

ア （９）で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ （13）の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取り消しの公告

市は、（14）の取消しをしたときは、（14）のア及びイに係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地について権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業の実施等）の働きかけ等を行う。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項。

- (1) 市は、市の全部又は一部を区域として農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地利用集積円滑化団体が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者から委任を受けて農地の貸付等を行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- (3) 農地利用集積円滑化団体においては、農地利用集積円滑化事業の実施にあたり、農地中間管理機構である公社と連携を十分に図り、役割分担を行いながら、円滑な事業の推進を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（地域の農用地面積、営農形態に応じ1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通達別記様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程についての認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る(以下「特定農業団体」という。))を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の奨励等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業

の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、公社、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある認定農業者等を中心に効率的かつ安定的な農業経営を行う者を積極的に支援する。

(2) 市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関し、下記に掲げる事項を推進する。

- ① 公社及び関係機関・団体と役割分担の上、相互に密接な連携を図りながら青年等の就農を促進する。
- ② 三田市農業振興計画に基づき、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、地域ぐるみの就

農促進体制づくりを進める。また、青年等が地域の「人・農地プラン」の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、青年就農給付金（経営開始型）、無利子の青年等就農資金、青年就農計画の活用を行う。

- ③ 就農希望者に対する技術、農地、資金、研修先等関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、県の青年農業者等育成センターの指定を受けた（公社）兵庫みどり公社と、関係機関・団体等が一体となった情報収集、提供システムを整備し、基礎的な収納関係情報に係る相互の情報交換を促進する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から4までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、県営圃場整備事業、土地改良総合整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進め効率的かつ安定的な農業経営発展の為の条件整備を図る。

イ 市は、高平地区農業農村活性化農業構造改善事業により農村の活性化を図り農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 市は、三田市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。

エ 市は、農業集落排水事業の実施を促進し、農業生産の増大と生活環境の向上を図る。

オ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 事業推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力に努めるものとする。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市において農地利用集積円滑化事業を実施する者については、地域における認定農業者等担い手の現状、農地実情などに精通した要因を有しており、農地利用集積円滑化事業について、的確かつ敏速に対応できる者が実施するものとする。

なお、市は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化事業を行う者に対し、毎年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について、報告を求めものとする。

2 区域の基準

市における農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、市全域とする。

なお、市街化区域（都市計画法(昭和47年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規定の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規定には次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を記載しなくてはならない

ア 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項(当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む)

(イ) その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

イ 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

(ア) 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

(イ) 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

(ウ) 農地等管理に関する事項

(エ) その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

ウ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

エ 事業実施地域に関する事項

オ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、(一社)県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

カ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

市における農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、大規模経営を行う認定農業者を中心とした担い手が経営のコストダウンを図り、より一層経営の効率が図られるよう、効率的かつ安定的な経営体を中心に行う。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定しないこと。

なお、委任事務の範囲は下記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結すること。

ア 利用権の設定等又は農作業の委託の相手方として適当と認められる者の選定に関すること。

イ 適格者との利用権の設定等又は農作業の委託を行う場合の条件等の協議及び調整に関すること。

ウ 委任土地に係る利用権の設定等に関する契約の締結、変更、更新及び解除、農地法第3条第1項の許可の申請並びに農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画への同意に関すること。

エ 委任土地に係る農作業の委託に関する契約の解除、変更、更新及び解除に関すること。

(4) 売買等事業における農用地等の借入れ、貸付けの価格設定

農用地等の借賃については、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等情報を十分考慮して定める。

(5) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

市は農地利用集積円滑化事業規定の円滑な実施のために農業委員会、農業協同組合、土地改良区、市担い手育成総合支援協議会の関係機関及び関係団体による検討の場を設ける。

(6) 農地中間管理事業等との連携に関する事項

市は、農地利用集積円滑化事業の実施にあたり、農地中間管理事業及び特例事業の実施主体である公益社団法人兵庫みどり公社と十分な連携を図り、役割分担を行いながら、事業の円滑な推進を行う。

(7) 農地利用集積円滑化事業の承認

市が農地利用集積円滑化事業規定の承認を申請する際には、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴きとって判断する。

ア 市に農地利用集積円滑化事業規定の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規定

(イ) 法第4条第3項第1項に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては定款

(ウ) 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約

イ 市は、農地利用集積円滑化事業規定の承認にあつては、次に掲げる基準をすべて満たす場合のみ行う。

(ア) 農地利用集積円滑化事業規定の内容が、基本構想に適合するものであること。

(イ) 農地利用集積円滑化事業規定の内容が、事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業規定の内容が、認定農業者の当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

(エ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。

(オ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込があったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(カ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。

(キ) (カ)のほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ク) 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、農地中間管理機構、(一社)県農業会議、農業委員会等との適切な連絡が図られると認められるものであること。

(ケ) 農地利用集積円滑化事業規定の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものであること。

a 農業用排水施設、農業用道路、その他農用地の保全又は利用上必要な施設

b 畜舎、蚕舎、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その

- 他これらに類する農産物の生産、出荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く)の用に供する施設
 - d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - (コ) 農地利用集積円滑化事業規定の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
 - a 農業用排水施設、農業用道路、その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - b 畜舎、蚕舎、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農産物の生産、出荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く)の用に供する施設。
 - d 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
 - ウ 市が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規定について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を得る。
 - エ 市は農地利用集積円滑化事業の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

 - (ア) 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所
 - (イ) 農地利用集積円滑化事業の実施地域
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業の種類
 - (エ) その他必要な事項
 - オ 農地利用集積円滑化事業規定の変更又は廃止については、ウ、エを準用する
- (8) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等
- 市は、次に掲げる場合又は次に掲げる場合に該当するおそれがある場合は農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告をさせる。
- ア 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合
 - イ 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合
 - ウ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等農地利用集積円滑化事業規定に即して事業を実施していないと認められる場合
 - エ その他の農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合
- なお、報告徴収した内容からアからエに該当すると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずる
- (9) 農地利用集積円滑化事業規定の承認の取消し
- 市は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規定の承認を取消す。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき
 - イ (7)による報告をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - ウ (7)のなお書きの命令に違反したとき
- 第6 その他この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化事業の実施上必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則
この基本構想は、平成7年3月1日から施行する。

附 則
この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この基本構想は、平成12年8月2日から施行する。

附 則
この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則
この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則
この基本構想は、平成26年10月1日から施行する

附 則
この基本構想は、平成28年10月1日から施行する

別紙1 (第4の1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条の2第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条の2第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ----- 法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ----- その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ----- 法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ----- その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ----- その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2 (第4の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年、6年又は10年 (農業者年金制度関連の場合は、10年) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年、6年又は10年することが相当でないと認められる場合にはこれと異なる期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」 (平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知) 第6に留意しつつ定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」 (平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知) 第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存 続 期 間 （ 又 は 残 存 期 間 ）	② 借 賃 の 算 定 基 準
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③ 借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。

③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。